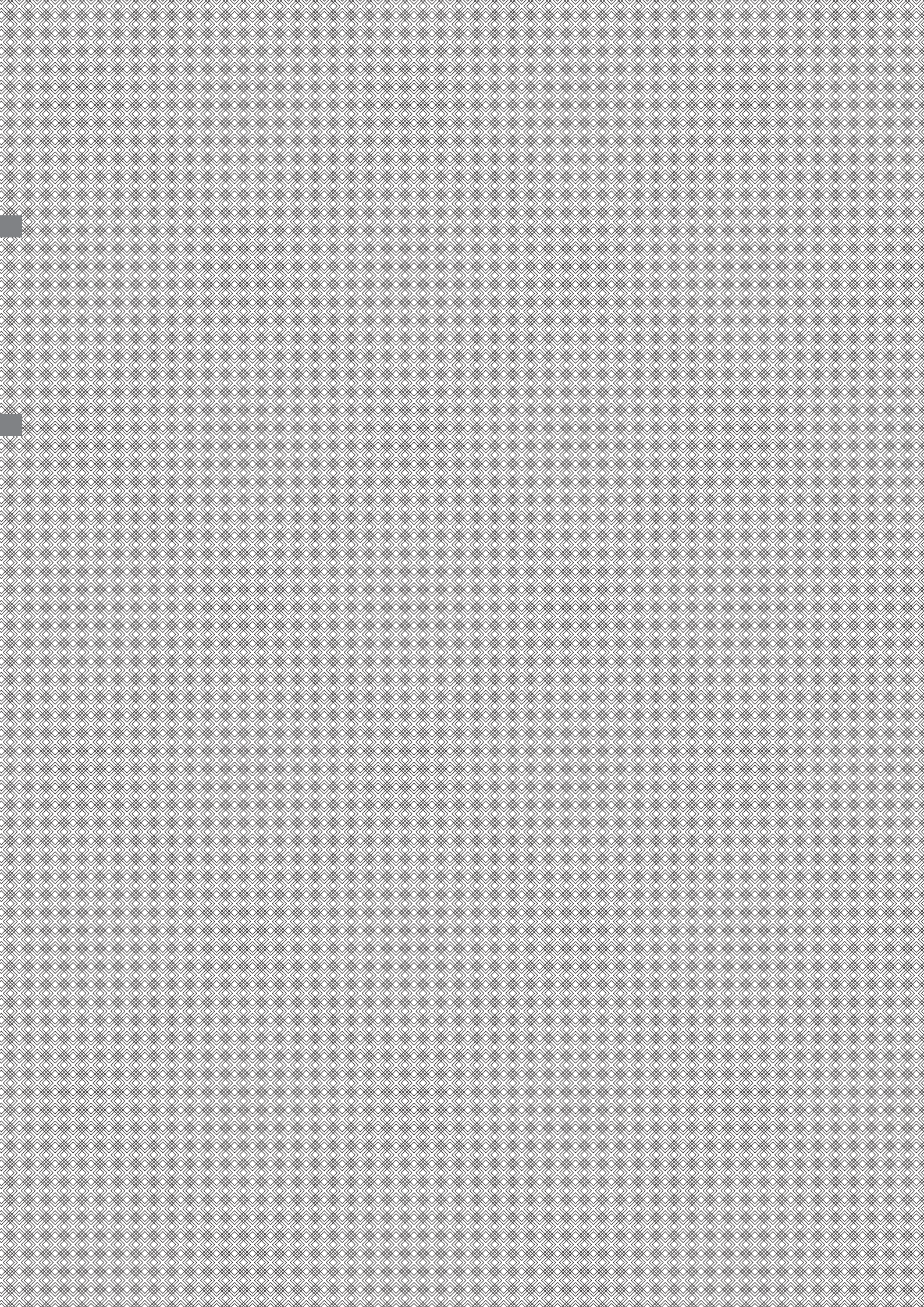


国税徴収法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「H 1～H 3」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 40 点—

問 1 (20 点)

次の(1)及び(2)の事項について説明しなさい。

- (1) 徴収職員の質問及び検査について
- (2) 納税の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止と財産の差押解除との関係について

問 2 (20 点)

次の(1)及び(2)の問に答えなさい。

- (1) 国税徴収法における「法定納期限等」の意義について簡潔に説明しなさい。
- (2) 次の〔設例〕において、申告所得税①及び申告所得税②について、X 税務署長が甲不動産及び乙不動産から徴収することができる金額を理由を付して答えなさい。

なお、土日、祝日等を考慮する必要はない。また、滞納処分費、延滞税、被担保債権の利息等の額を考慮する必要はない。

〔設例〕

A は、申告所得税①(令和 4 年分修正申告分、法定納期限：令和 5 年 3 月 15 日、修正申告書提出日：令和 6 年 9 月 12 日) 300 万円を滞納しており、A の唯一の固有財産である甲不動産(評価額 500 万円)について、令和 7 年 5 月 1 日に X 税務署長が差押えをしている。なお、甲不動産には、債権者 C によって抵当権(債務者は A、被担保債権額 300 万円、令和 5 年 8 月 1 日設定)が設定されている。

A の父である B は、申告所得税②(令和 6 年分確定申告分、法定納期限：令和 7 年 3 月 15 日、確定申告書提出日：令和 7 年 3 月 10 日) 400 万円を滞納していたところ、令和 7 年 11 月 1 日に死亡した。B の相続人は A のみであり、A は B の相続について単純承認をしている。

B の遺産は、乙不動産(評価額 300 万円)のみであり、乙不動産には債権者 D によって抵当権(債務者は B、被担保債権額 200 万円、令和 6 年 10 月 1 日設定)が設定されているほか、令和 7 年 7 月 1 日に X 税務署長により申告所得税②に係る差押えがされている。

〔第二問〕 — 60 点 —

次の問 1 及び問 2 に答えなさい。

なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

問 1

〔設例 1〕において、Y 税務署長が、令和 8 年 1 月時点で、Z 社の滞納国税を徴収するために、国税徴収法上の第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲について、その根拠を示して説明しなさい。なお、Y 税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

〔設例 1〕

1 飲食業を営む Z 社は、令和 8 年 1 月現在、次の国税を滞納していた。

- (1) 国税① 令和 5 年 6 月期消費税及び地方消費税の修正申告分 150 万円
(法定納期限：令和 5 年 8 月 31 日、修正申告書提出日：令和 7 年 8 月 28 日)
- (2) 国税② 令和 7 年 6 月期消費税及び地方消費税の確定申告分 300 万円
(法定納期限：令和 7 年 8 月 31 日、確定申告書提出日：令和 7 年 8 月 28 日)

2 Y 税務署長は、Z 社の財産等の調査を行い、令和 8 年 1 月までに、次の事項を把握した。

- (1) Z 社は平成 25 年 7 月に設立された合資会社である。
設立時の社員は、E、F、G 及び H であり、E 及び F は無限責任社員、G 及び H は有限責任社員である。
- (2) Z 社は、設立以来、堅調な業績で推移していたものの、近年においては、物価高等の影響を受け、次第に資金繰りが悪化した。
- (3) 令和 7 年 4 月 15 日、Z 社は、当座の資金を捻出するため、駐車場として使用している丙土地(丙土地には抵当権等の権利の設定はなかった。)を取引先 I へ 100 万円で売却した(同月 20 日付で所有権移転登記がされている。)
丙土地の価額は、上記の売却時は 300 万円であったが、令和 8 年 1 月時点では 350 万円に上昇した。
I は登録免許税等、丙土地の取得のための費用として合計 15 万円を支払った。
なお、I は国税徴収法施行令第 14 条第 2 項に掲げる滞納者と特殊な関係のある者ではなかった。
- (4) F は、E、G 及び H の同意により、令和 6 年 5 月 15 日付で Z 社を退社した(同月 31 日付で登記済。)
- (5) Z 社については、上記(3)の丙土地の売却以降、現在に至るまで、滞納国税を全額徴収できるような財産の取得は認められなかった。

問2

Y税務署長は、問1の国税徴収法上の第二次納税義務を適用後、財産等の調査を進めたところ、次の〔設例2〕の事項を把握した。

Y税務署長は、Z社の滞納国税を徴収するため、E、G及びHに対して国税徴収法第34条の第二次納税義務の追及を検討している。そこで、E、G及びHに対して同条の第二次納税義務の追及をすることができるか、追及をすることができるとした場合はその責任を負う範囲について、根拠を示して説明しなさい。なお、Y税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

また、Y税務署長は問1の国税徴収法上の第二次納税義務者からの徴収等により、〔設例1〕の国税①②の一部を徴収しており、Z社の現時点の滞納額は合計200万円とする。

〔設例2〕

- 1 Z社は、業績回復が見込めないことから廃業するに至り、令和8年4月10日付で解散し、清算人にはGが選任されている(登記済)。
- 2 清算人であるGは、店舗設備の売却(時価相当額により売却されていた。)等によりZ社の滞納国税を除く未払金を全て返済し、その残余財産50万円について、Eに20万円、Gに15万円、Hに15万円分配することとし、それぞれの預金口座に振り込んだ。また、Hに対する貸付金債権10万円について債権放棄をした。
- 3 上記の残余財産の分配後、Z社には滞納処分を執行できる財産はない。

